

住所を変更された方へ

転居、改姓等により、**住民票の住所・氏名を変更された方**は、来年度から納税通知書の送付先を変更しますので、住所変更の届出をしてください。

◆パソコン・スマートフォンから申請

「広島県 自動車税種別割住所変更届(電子申請)」ページにアクセス

▶ 検索サイトから

▶ 二次元コードから

広島県 自動車税種別割住所変更

検索



管轄の県税事務所の手続きページを選択し、画面の表示に従って申請してください。

◆郵送による申請

次の「**自動車税種別割 住所変更届**」に必要事項を記入し切り取って、納税通知書に記載の県税事務所へ送付してください。右ページ上の**※注意事項**をお読みください。

自動車税種別割 住所変更届 (軽自動車・二輪を除く)

登録番号	広島 福山				か な			
旧住所								
新住所	〒 —							
ふりがな	(注)住民票の変更の届出を済ませた後に、この届を提出してください。 アパート・マンション等の場合は、棟室番号まで詳しく記入してください。							
納税義務者氏名	※改姓された場合の旧姓 ()							
電話番号	() — 平日の昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。							

※ 納税通知書に記載の県税事務所へ送付してください。

(切り取ってお使いください)

※注意事項

- 左ページの「自動車税種別割 住所変更届」は**来年度からの納税通知書**の送付先を変更するためのものです。自動車の登録自体を変更するものではありませんので、**速やかに運輸支局または自動車検査登録事務所で登録変更の手続きを行ってください。**
- **この届では、納税義務者を変更することはできません。**
- 法人に関する変更については、別途手続きが必要となりますので、県税事務所までお問い合わせください。
- 軽自動車、二輪車は、軽自動車税種別割(市町村の税金)の対象であり、この届による住所変更等ではできません。
- この届によって得られる個人情報は、県税に関すること以外に使用することはありません。

自動車税種別割のグリーン化税制について

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、自動車税種別割の特例措置が講じられています。

環境への影響が小さい自動車は、税率が低くなります

令和6年度に新車新規登録された自動車で、次の基準に該当する場合は、**令和7年度のみ自動車税種別割が軽減されます。**

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車			おおむね 75%軽減
ガソリン車・LPG車 (営業用乗用車に限る。)	平成30年排出ガス基準50%低減車または平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね 50%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	
クリーンディーゼル車 (営業用乗用車に限る。)	平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合車で次の燃費基準を満たした自動車	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね 75%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね 50%軽減

環境への影響が大きい自動車は、税率が高くなります

次の年限を経過した場合、その翌年度から税率が高くなります。

新車新規登録から13年経過したガソリン・LPG車 …平成24年3月31日までに新車新規登録された自動車	おおむね 15%重課※
新車新規登録から11年経過したディーゼル車 …平成26年3月31日までに新車新規登録された自動車	

※ トラック・バス・特種用途車(キャンピング車を除く)については、おおむね10%重課となります。

「グリーン化税制」の対象となる自動車には、同封の「納税通知書兼領収証書」の合計金額欄の上側に「概ね〇%軽減」もしくは「概ね〇%重課」と記載しています。

詳しいことは、県税事務所へお問い合わせください。

(裏面もご覧ください)

自動車税種別割 Q & A

下取りなどで車を譲渡した又は廃車した自動車の納税通知書が届いたのですが、

どうして？

運輸支局または自動車検査登録事務所で移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)を3月31日までに済まされていますか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の登録名義人である所有者(所有権留保車については使用者)に1年分がかかります。代理人(自動車販売業者など)にこれらの登録手続きを依頼した方は、代理人に手続きを行ったかどうか確認してください。

4月1日以降に移転登録(名義変更)している場合は、翌年度から新しい所有者に自動車税種別割がかかります。

4月1日以降に抹消登録している場合は、抹消登録された月までの月割で自動車税種別割がかかります。

すでに1年分の自動車税種別割を納めている場合は月割で還付されます。

納税証明書を紛失したのですが、車検は受けられますか？

納税証明書が無くても、自動車税種別割を納めていれば、車検を受けることができます。

これは、国土交通省(運輸支局等)と広島県のシステム連携により、自動車税種別割の納税確認が電子化され、車検を受ける際に必要となる納税証明書の提示が省略できるためです。

ただし、納付後すぐに車検を受ける場合は、提示が必要となります。

グリーン化税制で自動車税種別割が安くなると聞いていたのに、去年だけ安くて、

今年から普通の税額に戻っているのですが、どうして？

グリーン化税制により、軽減税率が適用されるのは、新車新規登録した翌年度のみです。

よくある質問を広島県ホームページ「自動車税種別割Q&A」に掲載しています。
納税通知書が届く5月～6月にかけては、電話が大変込み合いますので、ぜひご利用ください。

▶ 検索サイトから

▶ 二次元コードから

広島県 自動車税種別割Q&A

検索



自動車税種別割の還付金の受取りは口座振替をご利用ください

自動車の抹消登録などにより、既に納付された自動車税種別割の一部が還付されることがあります。還付金の受取りには、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用いただくと、還付金受取りのために銀行店舗に出向く必要がなく、大変便利で安心安全です。

- 手続きの方法
 - 抹消登録などを行ってから10日以内に、「自動車税種別割還付金口座振替申出書」を提出してください。(期限までに提出がない場合は、後日送付する隔地払送金通知書を広島銀行の店舗にお持ちいただいて還付金をお受け取りいただくこととなります。)
 - 提出方法は、次の①・②いずれかです。
 - ① パソコン・スマートフォンから申請
「【広島県・市町共同利用型電子申請サービス】手続き申込」ページにアクセス

▶ 検索サイトから

▶ 二次元コードから

広島県電子申請システム

検索



「手続き申込」の検索キーワード欄に『還付金』と入力し、検索結果の中から管轄の県税事務所の手続きページを選択します。

- ② 郵送による申請
「県税の還付について - 広島県」ページにアクセス

▶ 検索サイトから

▶ 二次元コードから

広島県 還付金

検索



「自動車税種別割還付金口座振替申出書」をダウンロードして記入し、管轄の県税事務所へ提出してください。

- 留意事項
 - 「自動車税種別割還付金口座振替申出書」をご提出いただいても、過誤納金が発生しない場合、還付はありませんのでご了承ください(様式に記載している留意事項もお読みください。)。また、受取口座は納税義務者ご本人の口座に限ります。
 - 還付金を請求する権利をディーラー等に譲渡される場合は、「自動車税の還付請求権の譲渡通知書」をダウンロードして記入し、管轄の県税事務所へ提出してください。
 - 自動車の抹消手続きをしていない場合は、県税事務所から還付金のお知らせが届くことはありませんのでご注意ください。

自動車税種別割の納期限は令和7年6月2日(月)です。
必ず納期限までに納税しましょう。